

厚岸町規則第17号

育児又は介護を行う厚岸町職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

厚岸町長 若狭 靖

育児又は介護を行う厚岸町職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

育児又は介護を行う厚岸町職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成22年厚岸町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「、条例第9条の2第2項の規定による請求にあっては3歳に、条例第9条の2第3項の規定による請求にあっては」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年厚岸町条例第 号）の規定による改正後の厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年厚岸町条例第6号）第9条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同条及び改正後の育児又は介護を行う厚岸町職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則第10条

第2項第2号の規定の例により、当該請求を行うことができる。